

サイバー大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

サイバー大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、サイバー大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は構造改革特別区域法に基づく株式会社立であり、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにて教育課程を編成する」いわゆる「インターネット大学」として、平成19(2007)年4月に、IT総合学部IT総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科の2学部2学科体制で開設している。「学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的するとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」との使命・目的のもと、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるというユビキタス社会を教育に展開しようとしている点が特長である。

「基準2. 学修と教授」について

学力試験による選抜は行わず、「オープン・アドミッション」によって入学者を受入れている。入学定員充足率が開学以来低水準で推移していたことから、平成22(2010)年度秋学期以降、世界遺産学科の新規学生の受入れを停止するとともに、IT総合学科の学生募集に人的・資金的資源を集中させたことにより、定員充足率は回復してきているが、更なる改善が求められる。

インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するために、「授業サポートセンター」と「コンテンツ制作センター」を設置し、専門スタッフ及び十分な数の「メンター」を配置して、学生からの質問などに対応している。専任教員は、「教育」「授業の制作と継続的改善」「校務」「研究・社会奉仕活動」「大学事業計画達成度評価」の5項目について学期ごとの成果目標設定と達成度を学部長に報告する形で「教員業績評価」を実施している。

構造改革特別区域法の特例措置の適用を受けており、福岡市に福岡キャンパスを、東京に東京オフィスを置き、学長室、会議室、事務室などの必要な施設を設けている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置し、学長の選考は取締役会において決議し、教学に係る最高責任者としての権限を委任しており、学内コンセンサスに留意しつつ、その権限を高め、リーダーシップを発揮しやすい体制となっている。教授会の事前審議機関である「全学運営委員会」は、委員長である学長以下の教育管理職で構成されており、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制と、各委員からのボトムアップの双

方が両立できる体制になっている。また、業務の遂行に必要な職員を配置し、目標管理制度に基づく人事考課を導入して、大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合化を図り、業務の効果的な執行体制の確保に努めている。

毎期の収支は、開設後間もないこともあってマイナスであり、親会社の強力なバックアップのもと運営を行っているが、経営基盤の確立のためにも、一層の改善努力が必要である。会社法及び企業会計原則に基づく「経理規程」により会計処理、決算処理を行っており、外部の監査法人による会計監査を行っている。内部監査は、設置会社の監査役会及び親会社の業務監査室が担っており、それぞれが定期的に監査を実施し、連携して監査及び内部統制の面から企業統治を果たしている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

完全インターネットによる教育を行う大学であることから、米国の「オンライン教育の質」のベンチマーク（7区分24項目）を参考に独自に策定した点検・評価項目により評価を行っている。平成21(2009)年4月に「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常設組織として発足させ、恒常的な自己点検・評価活動を行いながら、学内データの収集と分析を行っており、課題の進捗状況を確認するだけでなく、新たな課題や改善方法を提言し、「改善タスクリスト」を作成することによって、定常的なPDCAサイクルの実現を図ろうとしている。

総じて、全くスクーリングを行わず全ての授業を高度情報環境のもとで行うことから、LMS（Learning Management System:学習管理システム）が重要との認識のもと、大学独自の視点を加えた「Cloud Campus（クラウド型学習管理システム）」を開発し全授業科目への運用を行うなど、ユビキタス社会における教育の展開と充実に向けた努力を着実に続けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. eラーニングの実施体制」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

サイバー大学

大学は構造改革特別区域法に基づく株式会社立であり、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにて教育課程を編成する」いわゆる「インターネット大学」として、社会人や社会的に通学困難な層を対象とした高等教育の要請に応えている。平成 19(2007)年 4 月に、IT 総合学部 IT 総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科の 2 学部 2 学科体制で開設している。ただし、世界遺産学部世界遺産学科は、完成年度前の平成 22(2010)年 10 月に新規学生の募集を停止している。

使命・目的については、学則第 1 条に「学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と掲げており、大学ホームページなどで、内外への周知を図っている。

【優れた点】

○インターネットを用いてオンデマンドによる授業を展開し、地理的、時間的制約を受けずに学べる環境を確保することにより、働きながら学ぶ者、高校卒業後大学への進学ができなかった者などに、大学教育を受ける機会を提供していることは、評価できる。

【参考意見】

○教育内容として魅力的なものが多いので、科目履修生の数を増やすためにも、広い年齢層に教育内容を周知する方法を検討することが望まれる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるというユビキタス社会を教育に展開しようとしている点が大学の特長である。学部・学科の人材育成に関する目的やそのほかの教育研究上の目的については、平成 24(2012)年 9 月の教授会で改めて制定し、学則に記載するとともに、大学ホームページでも公開している。

なお、完成年度を待たずに世界遺産学部世界遺産学科の新規学生の募集を停止せざるを得なかったことは、学部・学科の開設時に、教育研究上の目的や学生数の確保の見通し、教育プログラムの体系性・順次性に関する全学的な検討などが必ずしも十分ではなかったことに起因していると判断されるので、今後は、大学としての明確な教育研究上の目的のもと、着実な学修が保証されることを期待する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

教授会の運営を円滑に行うために、事前審議を行う「全学運営委員会」を設けており、学長、学部長、語学・教養部長、教務部長、学生部長などの教員管理職で構成されているが、代表取締役社長及び監査役も参加して、意見を述べる体制になっている。

学長は取締役を兼務し、法人部門と教学部門の橋渡し役を担うことによって、取締役会の理解と支持のもとに、段階的に審議を進めるための意思決定体制を構築している。

大学の学則は、学内のさまざまな情報を一元管理するためのシステムであるグループウェアに格納し、必要に応じて教職員が閲覧できるようになっており、更に、大学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設けて公開・周知を図っている。

平成 24(2012)年度第 1 回教授会で「サイバー大学中期目標」を策定し、「Ⅰ. IT 分野での社会人の再教育」「Ⅱ. 完全インターネットによる教育機会提供」「Ⅲ. 『Cloud Campus』構想」の三つの事項を「ミッション・ステートメント」として掲げている。

教育研究組織としては、2 学部 2 学科（ただし、世界遺産学部・世界遺産学科は新規学生募集停止）、教務部、学生部、「サイバー大学研究機構」とその下部の「プロジェクト研究所」が設けられている。

【参考意見】

○大学としての意思決定と株式会社としての意思決定との、相互の独立性と整合性を図っていくための体制を明確にしていくことが望まれる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）に、「入学に際しては、IT を使いこなせるプロフェッショナルを目指して勉学に意欲があるすべての人に門戸を開いています」と大学ホームページ上に明記し、学ぶ意欲を持つ者に広く門戸を開き、その成長意欲に応える大学であることを明確にしている。

学力試験による選抜は行わず、入学時の出願書類で資格要件を確認し、また「勉学に意欲のある」ことを確認できた者を合格とする、いわゆる「オープン・アドミッション」による入学者受入れを行っている。

社会人の入学希望者が多いことから、入学時期を4月と10月の年2回としており、更に、社会人の学士編入学希望を考慮して、3年次編入学生を受入れているなど、インターネット大学の特色を生かした取組みが行われている。

入学定員及び収容定員は、入学定員充足率が開学以来全般的には20%前後で推移している実情を鑑み、平成22(2010)年度秋学期以降、IT総合学部IT総合学科の学生募集に人的・資金的資源を集中させたことにより、平成24(2012)年度入学者では定員充足率が着実に回復している。また、新卒高校生向けなどの募集活動も継続しており、その比率は増加している。ただし、定員充足には至っていないので、今後、更なる努力により定員を満たすよう期待したい。

【改善を要する点】

○大学設立以来入学定員の充足率が低い。定員確保に向けた取組みを平成22(2010)年度から開始しているが、更なる改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確には定められていないが、教育課程そのものは、教養科目、外国語科目、専門科目（基礎講義科目、基礎演習科目、専門講義科目、専門演習科目、卒業研究科目）によって編成されている。

教育課程の体系的・順次性については、「インストラクショナルデザイナー」による大学独自の精査によって、必ずしも十分ではないことを大学自らが認識しており、IT総合学部では、「IT総合学部カリキュラム委員会」などで順次検討を行い、平成23(2011)年度以降の入学生向けにIT総合学部のカリキュラムを再編成している。

授業コンテンツの形式としては、VoD(Video on Demand)型とWBT(Web Based

Training)型の2種類が導入されており、授業設計に当たっては、授業コンテンツ形式の選択を含め、教員は必ず「インストラクショナルデザイナー」の助言を受けることになっている。

また、法令を踏まえ、各授業科目について、コンテンツ制作ガイドラインに沿って授業コンテンツの視聴やアクティビティに従事する時間を定め、単位の実質化を支援する各ツールをLMSに搭載し、確実な授業時間の確保及び出席確認を行っている。このように2単位科目の場合、90分、15回分の授業時間を確保し、大学設置基準の「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」ことに対しては、各科目で小テスト・レポートなどを実施することによってその担保に努めている。なお、年間履修登録単位数の上限は45単位と定められている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)などの活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するために、「授業サポートセンター」と「コンテンツ制作センター」を設置しており、コンテンツ制作・支援の専門スタッフ及び十分な数の「メンター」を配置して学生からの質問などに対応している。科目の履修状況その他の学生生活全般に及ぶ個々の学生の状況を把握し、教員と協力して学生の指導及び必要なサポートを幅広く行う体制を整えるとともに、授業の設計・配信については、教員だけではなく、インターネットの双方向性などに造詣の深い「インストラクショナルデザイナー」が関与する体制を整えている。

教員の指導補助者「メンター」として TA、LA(Learning Advisor)が適切な役割分担のもとで運用されている。オフィスアワー、卒業研究指導、入学時オリエンテーション、履修相談などは、インターネット通話を用いて、教員及び LA による学生との一対一の「Web面談」を実施している。

社会人の学修需要に鑑み、長期履修を認め在学最長年限を12年間と定めており、各学期の最低履修単位数の引上げと適正化、更に、休学の許可を受けずに3学期間履修登録を行わない学生は除籍とすることで長期履修制度の実質化を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定などの基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業要件は 124 単位と明記され、ディプロマポリシーに準拠した卒業認定が実施されている。

卒業・進級の判定は独自の基準を設けている。各科目には「スキルセット」により基本的達成目標が示され、それらの内容とディプロマポリシーの「キー・コンピテンシー（主要能力）」とを関係付け、目標・能力の修得をもって成績判定・単位認定される。また GPA(Grade Point Average)制度も活用され「学業優秀者奨学金制度」の審査項目として活用されている。更に、卒業に向けて体系的な科目履修を支援するために「科目履修体系図」が用意されディプロマポリシー達成に努めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

通信制であるため就業中の学生が比較的多いが、未就業で入学した IT 総合学部学生向けには「サイバー大学就職支援制度」が設けられている。また、親会社の関連企業における 1 年間の就業体験ができる給与支給型の長期インターンシップ「シゴト体験プログラム」を設けており、このプログラムに参加した者は、これらの企業の新卒採用選考に「推薦制度」を利用して応募することができる体制も整えられている。

正規科目「インターンシップ」は、現状の学生の就学状況を鑑み見直され、就業者の学生の受講が可能となるようなキャリア教育科目に変更された。更に、学生への満足度アンケートを実施し、学生の進路のニーズの把握に努めている。また、就職活動を行う学生向けに親会社の人事採用担当者を講師に招き「就職支援セミナー」を開催し、学生からの個別相談にも対応している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

全授業科目を対象に、オンラインによる授業評価アンケートを行っており、その結果は全教員にフィードバックされるとともに、集計結果は大学ホームページに掲載している。

個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じて授業の実態を診断し、教育工学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーチームが教員

に具体的な助言を行う「授業コンサルティング」を制度化している。

学士課程修了時点での、ディプロマポリシーのキー・コンピテンシー（主要能力）の達成度を学生に自己評価させるアンケート調査を行っている。その際、授業に対する肯定的評価ばかりではなく消極的・否定的な評価を分析し今後の課題を抽出している。

アウトカム評価のための履修指導の充実と個々の学生の総合的な学修履歴としての「eポートフォリオ・システム」の研究・開発をはじめ、教育改善へとつなげるためのアウトカムの長期的効果の評価方法の検討を開始している。

【優れた点】

○授業評価アンケートのフリーコメントの分析結果を整理した「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」を作成・配付したことは評価できる。

【参考意見】

○卒業後の効果の発現に係る成果調査や教育改善へとつなげるためのアウトカムの長期的効果の評価方法を検討することが望まれる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「学生サポートセンター」を設置し、電話と E メールによって、諸手続、履修、大学公式 SNS(Social Networking Service)の利用、学生生活、課外活動、進路などに関する相談、支援を行っている。また、医務室を福岡キャンパスに設置し、教職員と来客の急病に備えている。

授業料については単位制をとっており、履修単位数に応じて変動する。学期ごとに自由に履修単位数が設定できることや長期履修が可能であることと併せ、経済的に無理のない費用設定が可能となっている。学外奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度を活用するとともに、地方自治体の教育委員会が提供している奨学金を受入れている。また、学期ごとに成績順位に応じて翌学期の授業料を最大 16 単位分減免する大学独自の「学業優秀者奨学金制度」を導入している。

学生生活全般に関する満足度アンケートを実施して学生の意見・要望をくみ上げ、「サイバー大学学生に対するアンケート調査報告」としてまとめている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

IT 総合学部では、専門教育に必要な研究業績・教育経験を有する教員を配置し、大学通信教育設置基準上必要な専任教員数が確保されている。教養教育のためには、各方面で活躍している人材を教員として招き、「語学・教養部運営委員会」を設置している。

教員及び助手の採用、昇任などの任用は、教授会の代議機関である「人事審議会」で審議、決定され、学長、学部長などによる指導体制が構築されている。教員採用は、公募又は教員の推薦によって行っている。

専任教員は、「教育」「授業の制作と継続的改善」「校務」「研究・社会奉仕活動」「大学事業計画達成度評価」の 5 項目について学期ごとの成果目標設定と達成度を学部長に報告する形で、適正な処遇及び能力開発を目的とした「教員業績評価」を実施している。また、専任教員の果たすべき最低限の遵守事項を評価項目化した「教員カルテ」を導入している。

教員の雇用は、任期の定めのない定年制雇用の「テニユア」と任期制雇用の「ノンテニユア」の雇用形態をとっている。「ノンテニユア」の専任教員の一部を「テニユア・トラック」に位置付け、業績評価によって「テニユア」への昇任の道を開いている。

専任教員及び専門科目担当兼任教員は、授業評価アンケート結果に対して「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」の提出を義務付けられている。また、FD 活動の一環として、学内外の講師による講演を中心とした年 3 回程度の対面集合形式の FD 研究会を実施し、更に、授業コンテンツ制作及び授業運営に関する基礎知識を身に付けるための VoD 形式のオンライン教員研修を実施している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

構造改革特別区域法の「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特例措置番号 832) の適用を受けている大学であり、福岡市に福岡キャンパスを置き、学長室、会議室、事務室などの必要な施設を設けている。なお、東京に東京オフィスを設けている。

福岡キャンパスの施設の管理及び使用については「サイバー大学施設管理規程」が定められ、緊急を要する事態が生じた場合の安全確保の連絡体制も確立されている。キャンパ

スはワンフロアで完結し、障がいのある人や年配者に対するバリアフリー化への配慮もなされている。

福岡キャンパスの図書館に 17,000 冊を超える紙媒体の蔵書を擁し、蔵書検索システムを導入して、郵送貸出も可能にしている。電子ジャーナルについては、電子百科事典、論文検索システム(CiNii)、雑誌を収納する JSTOR(Journal Storage)を導入している。また、学生ポータルサイトに図書館の情報を掲載して、利用の促進を図っている。

福岡キャンパス及び東京オフィス双方に研究室と学習指導室を設置して学生とのコミュニケーションの場を確保している。また、オフィスアワー、卒業研究指導、各学期の履修登録前のオリエンテーションなどにおいては、教員・学生一対一の「Web 面談」を実施している。授業では一定数の履修学生ごとに TA を配置して、教育効果が上がるように配慮している。

【参考意見】

○在学生の多い首都圏の学生のために、学生と教員のコミュニケーションの充実という意味で東京オフィスにおける施設を充実することが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

株式会社立の大学であり、設置会社は親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」に準拠し、「内部統制」体制に関する基本方針を定め、公表している。また、適法適正な経営の規律維持の観点から、5 人の社外取締役、3 人の社外監査役の選任により、社外の意見の聴取、監査機能の実効性が確保されている。

法令遵守・情報セキュリティ分野については、それぞれ CCO(Chief Compliance Officer)及び CISO(Chief Information Security Officer)を選任し、権限を集中させることで迅速かつ機動的な対応を可能としている。

社員は「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」を遵守し、通報、相談に対しては三つの窓口を設けて厳格に運用している。また、使命・目的の実現に向けて、教員・職員一体型の常置組織である「自己点検・評価室」が中核的な役割を果たしており、更に、平成 23(2011)年 6 月からは、「業務改善プロジェクト」を「経営企画部」の主導により開始している。

学校教育法、大学通信教育設置基準、大学設置基準、会社法、構造改革特別区域法、文部科学省の告示「高度メディア授業について定める件」などを遵守している。

大学の教育情報の公開は、大学ホームページの「情報の公開」で行っている。また、財務情報は官報及び事務所での閲覧に供している。

【参考意見】

○財務情報のホームページでの公表が望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の理事会に相当する機関として、定款に基づき取締役会を設置しており、取締役の選任は、会社法に基づき、株主総会で行っている。

「取締役会規程」などに取締役会の付議基準を明定しており、業務執行に関する重要事項の決定に当たるとともに、取締役の職務の執行を監督することとしている。

設置会社は、定款に基づき監査役会を設置しており、「監査役会規程」において、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役との相互認識を深めるよう努めている。

取締役会の決議の執行に係るさまざまな意思決定を機動的に行うための体制として、社内、学内の部局横断的な重要施策の企画調整を行うことを目的に「管理職ミーティング」を原則週 1 回開催している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の選考は、設立会社の取締役会において決議し、取締役会から教学に係る最高責任者としての権限を委任され、学則、「組織規程」に学長の職務を明記し、教授会をはじめと

する重要な会議体の議長には学長を充てることを諸規定で定め、学内コンセンサスに留意しつつ、その権限を高め、リーダーシップを発揮しやすい体制となっている。

教学組織における最高意思決定機関は教授会であり、その権限と責任に関して必要な事項は「教授会規程」に定め、専任教授・専任准教授をもって構成し、原則として月1回以上開催している。また、教授会の運営を円滑に行うために「全学運営委員会」で事前審議のうえ、教授会の審議を経ることとしており、重要事項については、取締役会及び経営会議に諮っている。

教学組織と法人組織における、教育研究及び経営に関する権限と責任に関しては、「職務権限に関する規程」「共通権限基準表」で規定し、全教職員が閲覧できるようにしている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人組織においては、学校法人の大学の理事会に代わるものとして取締役会があり、代表取締役社長による経営判断に資することを目的に、諮問機関として監査役も出席できる「経営会議」を設置している。親会社グループからの出向社員である学長兼 IT 総合学部長は取締役を兼務しており、法人・教学両部門の橋渡し役として、教学組織を代表する立場で取締役会に参加している。

教授会の事前審議機関である「全学運営委員会」は、委員長である学長以下の教育管理職で構成され、また、代表取締役社長及び監査役は、この会に出席して意見を述べることができ、学長がリーダーシップを発揮しやすい体制と、各委員からのボトムアップの双方が両立できる体制になっている。

特定事項の審議を行う各種委員会には、職員系管理職である教務部事務部長や学生部事務部長が構成員として参加しており、教学運営に職員の意見が取り入れられる体制をとっている。

【優れた点】

○監査役の監査による監査報告書が、問題点の指摘、改善提案、対応が区分された表になっているなど、単なる指摘にとどまらず、対応までをフォローできる形式になっている点は評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「組織規程」及び「業務分掌表」において、大学部門及び法人部門の組織と業務分掌を明確に規定し、兼務が多いとはいえ、業務の遂行に必要な職員を配置している。

更に、各部署の業務執行を適切に機能させるために、目標達成に向けた各部署の課題（イシュー・ツリー）を明確にし、その達成に向けて課題を細分化し、その各々に人的資源を振分け、業務の管理を行っている。また、各部署長は、部員に業務日報の提出を義務付けている。

職員の人事考課については、目標管理制度を導入し、大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合化を図り、業務の効果的な執行体制の確保に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎期の収支は、開設後間もないこともあり、マイナスであるが、親会社の強力なバックアップのもと、運営を行っている。平成 23(2011)年 11 月に法人事業本部を立上げ、親会社グループへの e ラーニングシステムの提供を開始するなど、収益事業収入の増加は財政基盤の安定化に寄与している。また、平成 23(2011)年 6 月から、履修単位が学期 10 単位以上の正科生を対象に、通信サービス付きタブレット型パソコンの無償貸与を始めたこと、各学期最低取得単位を 6 単位と定めたことなどに伴い、10 単位以上履修した学生の割合が大幅に増加しており、授業料収入の安定的確保に一定の効果を上げている。

平成 23(2011)年度の営業損益は、前年度比で改善しているものの、いまだ収支はマイナスの状態であり、経営基盤の確立のために、平成 24(2012)年 1 月の取締役会で承認・可決された「中期事業計画」に基づく財務運営を行っている。

【改善を要する点】

○大学として安定した財務基盤を確立するため、収支バランスを図るよう、引続き改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

株式会社立大学であることから、会社法及び企業会計原則に基づき「経理規程」を定めて会計処理、決算処理を行っている。会計処理を正確、迅速に実施するために「経理業務運用マニュアルリスト」を作成し、「経理業務（月間）総体図」として、一覧・フロー化している。また、マニュアルやフローを定期的に見直すことを明文化し、適宜改定するとともに、年一回見直しを行っている。

会計監査は、独立会計監査人である外部の監査法人と契約して行っている。内部監査は、設置会社の監査役会及び親会社の業務監査室が担っており、それぞれが定期的に監査を実施し、連携して監査及び内部統制の面から企業統治を果たしており、適正に実施されている。

【優れた点】

○監査役による監査報告書は経理、業務の両方を網羅し、詳しく書かれており、問題点などが理解しやすい点は、評価できる。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 19(2007)年度末に「自己点検・評価委員会」を設置したが、平成 20(2008)年度文部科学省設置計画履行状況等調査の留意事項での指摘を受け、平成 21(2009)年 4 月に「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常設組織として発足させ

ている。開学年度の平成 19(2007)年度からの 3 年間は、毎年「サイバー大学自己点検・評価報告書」を作成し、大学ホームページに公表している。その後、平成 22(2010)年、23(2011)年は作成されなかったが、開学 5 年間の点検・評価として「平成 24 年度 大学機関別認証評価 自己点検評価書」を作成している。

完全インターネットによる教育を行う大学であることから、インターネットによる遠隔教育の点検・評価項目について、米国の「オンライン教育の質(Quality on the Line –Benchmarks for Success in Internet-Based Distance Education–)」のベンチマーク (7 区分24項目) を参考に独自に策定した点検・評価項目により評価を行っている。これらは、平成19(2007)年度から平成21(2009)年度の「サイバー大学自己点検・評価報告書」の中で「eラーニングの実施体制」としてまとめており、大学ホームページで公表している。

【優れた点】

○インターネットによる遠隔教育に関する点検・評価項目を、米国の先進事例を参考に、独自に策定し、自己点検・評価に反映させていることは、優れた取組みであり、評価できる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価室」を中心に、恒常的な自己点検・評価活動を行いながら、学内データの収集と分析を行っている。

教育活動に係る外部評価を行う組織として「授業評価委員会」を設置しており、外部有識者などからの助言も参考にしながら、現状把握に努めている。

開学後 3 年にわたり、点検・評価活動の結果を「サイバー大学自己点検・評価報告書」としてまとめ、大学ホームページに公表している。学内の教職員も情報共有している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

開学当初、自己点検・評価報告書は、各部署の担当者にそれぞれ自己評価をさせ、報告

書も分担執筆していたため、改革を進める方向に活用されていなかった。

平成 21(2009)年度以降、「自己点検・評価室」が点検・評価を総括し、主管する立場であることを明確にし、必要に応じて、「自己点検・評価室」が各部署及び委員会に呼掛け、課題の進捗状況を確認するだけでなく、「自己点検・評価室」で新たな課題や改善方法を提言して「改善タスクリスト」を作成し、項目ごとに管理番号を付し、「評価基準」「評価項目」「評価の視点」「点検・評価結果と改善提案・意見」「ステータス」「具体的な部局対応」「根拠資料」「担当部局」「担当者」「期限」「達成状況」が記載されたエクセルの一覧表として自己点検に活用しており、「自己点検・評価室」による定常的な PDCA サイクルの実現を図ろうとしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. e ラーニングの実施体制

A-1 教育目的に即した学習管理システム (LMS: Learning Management System) の開発・運用

- A-1-① 教育課程の円滑な遂行を可能とする LMS の開発及びその内容等の周知
- A-1-② システム運用設計書 (パスワード保護、バックアップシステムの電子的セキュリティ手段等) に基づく適切な運用体制の確立と厳正な実施
- A-1-③ 通信障害等のトラブルが発生した場合の復旧体制の整備とその機能性
- A-1-④ 公平かつ合理的な学習機会を提供するための授業配信体制の整備とその機能性
- A-1-⑤ 受講時・試験時における「なりすまし」等の不正を未然に防ぐための本人確認の実施体制の整備とその機能性

A-2 オンライン上での教授のための教員支援

- A-2-① IT 能力開発のための教員研修
- A-2-② アーカイブ化された学生の学習履歴等を指導に反映するためのシステムの整備

A-3 授業コンテンツの保守・更新・配信

- A-3-① 授業コンテンツの更新を実施するための体制の整備とその機能性
- A-3-② 授業コンテンツ制作のためのオーサリングソフトの確保及び関係者間での適切な共有
- A-3-③ 授業コンテンツの配信体制の整備とその機能性

A-4 コンピュータ等の操作に係る技術的な学習支援

- A-4-① 技術的サポートを行う体制とその機能性
- A-4-② パソコンやインターネットの利用方法に関する学生への教育指導の充実

【概評】

「インターネット大学」であり、全ての授業が高度メディア授業で行われるので、LMS

が重要であるという認識から、大学独自の視点を加えた LMS を作成し、「Cloud Campus (クラウド型学習管理システム)」と称して、平成 24(2012)年度から全授業科目への本格的運用を開始している。

「Cloud Campus」では、個々の学生は、さまざまなパソコンやモバイル端末で自由に授業に参加することができ、全ての学修履歴をクラウド上で一元管理することにより、端末を使分けても連続した学修体験ができるようにしている。この LMS の開発、運用、保守の全てを内製化することにより、技術的ノウハウの蓄積が可能となり、実情に即した学修アプリケーションの開発が可能となっている。

運用側の授業コンテンツ配信システムは、全て多重化され、実用的な稼働率を保證する体制を確保している。また、トラフィック管理を行い、アクセスが集中する時間帯においても必要十分な回線帯域を提供している。授業コンテンツの配信速度は、さまざまなインターネット環境を考慮して学修に影響のない範囲で下げて配信している。受講時の本人確認には、3G 携帯電話機を認証端末とする本人確認システムとウェブカメラによる人体認証システム(顔認証)の二つの方法を用いている。

LMS の教員利用マニュアルなどを教員ポータルサイトに掲載し、対面研修会を開催している。「学生カルテ」と呼ばれる学生の基本情報及び過去の履修履歴や指導履歴のデータベースを整備し、個人情報保護の観点から専任教員、兼任教員、LA、TA などの職位別に閲覧権限を管理しつつ、学生指導の利便性を向上させている。また、教員自身の過去の授業コンテンツ、学修資料、試験問題、学生評価記録も閲覧可能にしている。

授業コンテンツ制作は、「コンテンツ制作センター」で管理しているが、コンテンツの改修は、「授業コンテンツ改修に関するガイドライン」に基づいて教員が申請して行っている。「コンテンツ制作センター」では、授業コンテンツ作成ツール(オーサリングソフト)を共有しており、その内製化を検討して、パソコンの OS などに制限されないウェブアプリケーション化する計画を進めている。

「システムサポートセンター」で、コンピュータや LMS の操作に関する技術的なサポートを行っており、学生はセンターに、教員は専用の「ヘルプデスク」に相談することになっている。入学希望者には、必要なパソコン仕様やインターネット通信帯域などの受講条件を大学ホームページや募集要項で告知している。在学生には、VoD 型のオリエンテーションコンテンツを必要ときに受講できるようにしている。学生ポータルサイトには、マニュアルなどの資料を掲載し、技術的なトラブル集である「よくあるご質問」(FAQ)を随時更新している。また、複数のパソコン OS やウェブブラウザとの互換性をフリーウェアの LMS によって担保し、モバイル端末については正科生に特定機種タブレット端末を無償貸与することでシステムサポートの業務負荷を軽減している。

